二八九　特定国外派遣組織を指定する件　一八　一
二九〇　〃　一二　五
二九一　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件　二四　一
二九二　特定国外派遣組織を指定する件　二五　三
二九三　市の境界変更の件　二五　四
二九四　七〇〇MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件　二九　180　一一
二九五　特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件　二九　180　一五
二九六　周波数割当計画の一部を変更する件　二九　180　一五
二九七　昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を改正する件　二九　180　一五
二九八　平成二十三年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を改正する件　二九　180　三九
二九九　平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第八項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を改正する件　二九　180　四一
三〇〇　平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を改正する件　二九　180　四二
三〇一　平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であって、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する件　二九　180　四二
三〇二　令和四年総務省告示第三百三十四号（電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件）の一部を改正する件　二九　180　五六
三〇三　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　三一　四
三〇四　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件　三一　四
三〇五　昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を改正する件　三一　182　一三
三〇六　令和五年総務省告示第八号の一部を訂正する件　三一　182　一四
三〇七　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分・令和三年分～令和四年分）を公表する件の一部を訂正する件　三一　182　一五
三〇八　令和三年総務省告示第三百十四号の一部を訂正する件　三一　182　一五
三〇九　政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和三年分）を公表する件　三一　182　一六
三一〇　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件　三一　182　一八
総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、国土交通省
二　棚田地域振興法第七条第一項に基づく指定棚田地域を指定する件　三〇　二
総務省、国土交通省
二　地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件　三一　182　二四
○政治資金適正化委員会
一六　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一四　五
一七　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一四　五
○消防庁
一三　消防法施行規則第三十一条の六第七項に規定する登録講習機関の代表者の氏名の変更に関する件　二　一
一四　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件　二　一
一五　〃　九　一
○法務省
二〇〇　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　一　一
二〇一　日本国に帰化を許可する件　一　一
二〇二　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二　一
二〇三　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件　二　一
二〇四　日本国に帰化を許可する件　三　一
二〇五　〃　八　一
二〇六　〃　九　一
二〇七　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件　九　二